

## 平成30年度岩手県社会福祉事業団事業計画

平成29年度は、自律（自立）経営の2年目であり、かつ「中長期経営基本計画（23－32年度）」（以下「計画」という。）後期実施計画の2年目であることから健全で安定的な経営に向けた取り組みを行いました。

平成30年度は、引き続き社会福祉法人制度改革に適切に対応するとともに、自律（自立）経営に向け、後期実施計画の着実な推進が必要です。

### <法人を取り巻く課題>

#### ○ 社会福祉法人制度改革への適切な対応

会計監査人との連携による制度改革に対応した決算の実施と、会計監査人の各施設往査を通し、より明確な会計処理と効率的な事務処理の徹底を図る必要がある。

#### ○ 経営基盤の安定強化

すべての事業所の経営分析結果に基づいた、戦略性の高い経営を推進する必要がある。

自律（自立）経営の強化を目指し、将来、県が所有する施設建物等が法人に譲渡された場合に備え、修繕、建替費用を確保するため、計画的に積立金を計上する必要がある。

#### ○ 安心・安全サービスの提供

昨年度発生した松山荘における利用者死亡事件を受けて、法人全体でのリスク管理を徹底するとともに、障がい特性に応じた観察力や介護技術等の支援スキルの強化による、サービスの質の向上が急務である。

#### ○ 利用者の住環境の整備（計画的な施設改修）

「みたけ学園・みたけの園」の整備基本計画に基づく改築・移転準備を進めるとともに、「中山の園」の今後のあり方等について、引き続き県と協議を重ねていく必要がある。

#### ○ 地域ニーズに即応したサービス提供と地域福祉の一層の推進

事業団の多様な専門機能を活かすため、ニーズに基づくサービス提供内容の見直しを進めるとともに、地域における公益的な活動を継続して実施する必要がある。また、共生社会の実現に向けた検討を行う必要がある。

これらの課題を踏まえ、平成30年度は、引き続き中長期経営基本計画を着実に推進するため、次の事項に重点的に取り組むこととします。

## **I お客様本位の良質かつ適切なサービスの提供**

### **1 人権擁護の徹底**

利用者の人権を擁護するため、内部牽制体制の確立による「虐待の芽」を摘む支援の実践と障がいを理解するための研修、施設長（虐待防止責任者）による意識啓発の推進等、利用者支援サービスの一層の向上に取組み、虐待防止に努めます。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に対応し、不当な差別的な取扱いの禁止や合理的配慮の提供に努めます。

### **2 サービスの質の向上**

昨年度発生した松山荘における利用者死亡事件を受け、施設ごとに安心・安全なサービスの提供ができるよう、喫緊に取り組むべきリスク対策やサービスの向上に係る具体的な取組みを進めます。

改訂を行ったサービス提供の手引き「手にして未来」に基づいたOJTによる基本の徹底と、監事及び事務局による事業所の巡回指導を行い、ケアマネジメントの徹底とリスクマネジメントを推進して、サービスの質の向上を図ります。

また、行動障がい、発達障がい、精神障がい、高齢知的障がい等、それぞれの特性、施設種別ごとに異なる課題やニーズへ対応するため、各施設で実施する業務改善活動において、事例検討会を実施するなど、支援の研究と支援スキルの向上を図ります。必要に応じて、外部講師等を招いての直接支援スキル向上のための集合研修会等を開催します。

### **3 社会、地域との関係の維持・促進**

和光学園においては、施設のあり方を含めた県との協議を基に家庭的養護推進計画に基づく小規模化、地域分散化の実現に向けて取組みます。併せて、専門職員の配置による家庭支援及び里親支援の推進を図ります。

また、「新しい社会的養育ビジョン」についても、国の策定の動向や県計画の見直しに注視し対応します。

多様な利用者を受け入れている福祉型障害児入所施設における適切な支援の方法を検討するとともに、障害児相談支援事業や未就学児、重症心身障がい児等への相談支援事業の充実を進めます。

中山の園を中心とした高齢知的障がい者への支援における介護支援技術の向上、日中活動サービスの充実を図ります。

救護施設においては、地域の関係機関と連携したセーフティネット機能を促

進めるために生活困窮者支援の充実を図ります。

共同生活事業所では、法人全体での共同生活事業所収支計画に基づき、運営方法や支援体制の見直しと民間住宅会社等の活用による老朽化したグループホームの住み替えと合わせて、生活に張りとう潤いを持っていただくような余暇支援の充実に努めます。

新たな制度である日中サービス支援型共同生活援助、自立生活援助、さらには行動障がいをもつ方のグループホームの展開等について検討します。

障がい児者の地域での生活を支えるため、放課後等デイサービス等の実施による在宅障がい児者と家族を支える支援の充実に努めます。

岩手県立療育センターの安定した経営が図られるよう県と連携していくとともに、改築が予定されているみたけ学園・みたけの園の実施設計や老朽化が進む中山の園の今後のあり方について、継続して県と協議を進めます。

## II 地域福祉の推進

### 1 社会資源としての地域提供

施設設備の提供や研修会への職員派遣等、施設が有する機能を積極的に地域へ提供します。

地域福祉の推進に向け、各事業所の特色を生かした福祉サービス事業をライフステージやニーズに応じて提供します。

就労移行支援事業やジョブコーチ派遣等により、障がい者の就労支援と定着を図ります。

### 2 福祉需要に即した事業の推進

相談支援事業所においては、市町村からの委託事業の拡大とあわせて、法人内の事業所間の連携により効果的・効率的に利用者ニーズに対応し、相談支援体制の充実に努めます。

岩手県立療育センターにおける超重症児の受入れ、障がい児療育拠点・社会リハビリテーション拠点機能の充実に努めます。また、療育相談体制の充実に向け、県から委託された「重症心身障がい・発達障がい支援者育成研修」の円滑な実施と法人内での支援者育成に努めます。

岩手県立視聴覚障がい者情報センターにおいては、視聴覚障がい者の多様な情報ニーズに応じた各種図書、DVDの貸出、製作、収集等のほか、必要な人材の育成等によってコミュニケーション支援の向上に努めます。

岩手県立児童館いわて子どもの森においては、子どもたちが楽しさや感動を体験できる遊びの展開によって、豊かな情操につながる支援を行うほか、県内の児童健全育成活動の推進を図るため、放課後児童クラブ等の職員に向けた研修会等を開催します。

通所介護事業所「みたけの郷デイサービス」においては、高齢障がい者の受

入れを積極的に進め、利用拡大を進めます。さらには、共生社会の実現に向けて、地域ニーズの把握とともに、より一層の共生型サービスの充実に係る検討を行います。

県委託の「岩手県地域生活定着支援センター」において、高齢又は障がいにより自立が困難な刑余者や触法障がい者への適切な支援と併せて、事業内容の周知を図る広報活動や研修会を開催します。

アール・ブリュットなどの障がい者芸術活動支援を推進し、県内での普及啓発活動とあわせて、法人内施設における支援者の育成や表現者の発掘を行います。

### 3 地域とのコミュニケーション

ホームページ等による地域住民への情報発信を推進するとともに、運営協議会等の活用による地域住民の方からの意見を反映した、地域に密着する施設運営に努めます。

地域における関連諸団体との連携を推進するとともに、必要な政策提言を行い、地域福祉の増進に努めます。

## Ⅲ 人材確保・育成と働きがいのある職場づくり

### 1 人材の確保

障がい福祉サービスにおける「福祉・介護職員処遇改善加算」の算定等による職員の待遇改善を行うとともに、社会福祉事業団、社会福祉職場への理解を進めるためにホームページの活用などの情報発信内容を強化します。

新規学卒者の早期確保に向けて、県内外の大学からの新卒者推薦による人材確保を図ります。

大学や養成学校、関係団体への訪問と実習生、インターンシップの受入れにより福祉人材確保に向けた連携の強化を図ります。

非正規雇用から正規雇用への登用を進めるコース別雇用管理制度の充実に努めるとともに、専門知識を有しながら、介護や育児等で退職した職員の再就業が可能となるよう多様な働き方を実現する体制づくりを進めます。

障がい者雇用の拡大に向け、合理的配慮を意識した受入れ体制を整備するとともに、法人内各施設での雇用を推進し、雇用率の上昇に努めます。

### 2 人材の育成

「人材育成室」と各事業所が連携し、新採用職員へのフォローアップ体制の充実に伴い職場における不安の解消を図るとともに、豊かな人間性と高い専門性を兼ね備えた職員を育成する個别人材育成計画を推進します。

人事考課制度、目標管理制度及び教育研修制度の一体的な運用を進めるとともに適正な評価と適性に応じた職員配置による組織の活性化を図ります。

将来の法人・施設の経営を担う幹部職員の養成を進め、先進社会福祉法人の経営を学ぶ派遣研修を実施します。

### 3 働きやすい職場づくりの促進

ワークライフバランスに配慮し、年次休暇、特別休暇の取得の推進と業務改善やノー残業ダイの徹底により適正な労働時間の管理を行い、時間外労働の削減に努めます。

職場における日常的なコミュニケーションを図り、風通しのよい職場作りを促進します。また、職員のメンタルヘルス対策として、ラインケア、セルフケアの研修の実施と併せて、労働安全衛生法の改正による職員へのストレスチェック制度を実施します。

定期健康診断、感染症対策等に加え、受動喫煙防止対策、過重労働対策や腰痛対策の推進に取り組み、職員の健康確保に努めます。

福祉施設で多い労災（転倒災害、腰痛など）を防止するなど労働安全衛生対策に努めます。

## IV 信頼される組織運営と経営基盤の安定・強化

### 1 社会福祉法人制度改革

社会福祉法人制度改革において社会福祉法人に求められている、経営組織の強化、運営の透明性及び財務規律の確立等について、改正社会福祉法の趣旨に沿って適切に対応します。

社会福祉法人に求められる「地域における公益的な取組を実施する責務」を果たすため、県社協による「I W A T E・あんしんサポート事業」への登録相談員の増加と事業への積極的な参加を進めるとともに、各施設において地域福祉の向上に向けた活動を積極的に進めます。

障がい者芸術に係る普及活動と併せて地域住民と施設・グループホーム入所者との交流の機会を設けるほか、相談会や茶話会などの同時開催により各地域の潜在的なニーズへの対応を行います。

### 2 経営基盤の安定強化

中長期経営基本計画後期実施計画の目標達成を図るとともに、全職員が一丸となって自律（自立）経営を進めるため、職員の経営意識の醸成を図ります。

経営改善を進めるため、経営分析の基礎的な知識を習得するとともに、庶務スキルの向上のためのマニュアルに基づいた研修を実施します。

施設・事業所ごとのサービス利用状況や財務状況の明確化、月次試算表の活用等によって、経営状況の把握と経営分析を行い、全事業所において収支改善の取組みを進めるとともに、経営目標の達成に向けた経営会議を開催します。

将来必要な修繕、建替費用を確保するため、計画的に積立を行います。

### **3 ガバナンスの強化**

会計監査人との連携による制度改革に対応した決算を実施するとともに、会計監査人の往査を通し、より明確な会計処理と効率的な事務処理の徹底を図ります。

コンプライアンス意識の徹底と監査体制の強化を進め、職員個々の気づきと相互牽制により不祥事の根絶を図ります。預り金着服事案を風化させないため採用間もない職員や預り金担当者向けの研修を実施します。

法人内部での事務指導・監査による課題の発見と改善に向けた取り組みを進め、P D C Aサイクルによる業務の見直しと最適化を進めます。また、庶務業務のリスク管理を徹底し、事故防止に努めます。

### **4 災害発生時の体制整備と災害協力の推進**

創意工夫した日頃の防災訓練の実施に加え、事業継続計画（BCP）の検証と法人全体での大規模災害訓練の実施による、災害発生に備えた防災意識の向上を図ります。

松山荘における浸水被害の経験を踏まえ、的確な情報収集と具体的な避難体制の確立に努めます。

日頃から地域との連携体制の構築に努め、福祉避難所等地域防災体制への協力を進めます。